

地方競馬馬主登録申請 チェック表 兼 送付状

地方競馬全国協会

審査部登録課 行

送付日

年

月

日

氏 名

地方競馬馬主登録申請に必要な書類について、以下のとおり確認のうえ提出いたします。

提出書類／確認事項	確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>
1 馬主登録申請書（組合用）	
2 組合員の経歴の概要を記載した書類（経歴書／念書(乙)）* 2枚1組（組合用）	
* 写真2葉（うち1葉は経歴書に貼付）	
3 馬主登録申請の際の個人情報の取扱いについて（同意書）	
4 登記されていないことの証明書（または医師の診断書）	
5 本籍地市区町村の発行した身分証明書	
6 戸籍謄本（全部事項証明）	
7 住民票(世帯全員用)	
8 直近年の市区町村が交付する所得証明書 （または所轄税務署で交付される納税証明書（その2所得金額用））	
9 直近年の所得税確定申告書（確定申告をしていない方は源泉徴収票） * 書類8と証明する年数、所得金額が一致していることを確認しました。	
(10)（組合員が経営する法人の直近年の決算報告書）* 該当する場合	
11 組合契約の写し	
12 組合名義の定期預金残高証明書	
13 法人名・組合名の英文表記確認書	
ー 上記書類について、書類の不足や記入漏れ、虚偽の記載はありません。	

登録年月日	登録番号	受付年月日	扱者	収入年月日	扱者
旧登録番号	抹消年月日	理由			

馬主登録申請書 (組合馬主用)

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

組合事務所の所在地 〒

(ふりがな)

組合の名称

(電 話 Tel)

代表者の住所 〒

(ふりがな)

代表者の氏名

(自 宅 Tel) 年 月 日生

(携帯電話 Tel)

預託予定調教師名 (就業している競馬場)

()

貴協会業務方法書の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

(ふりがな) 氏名		自宅電話		写真 (カラー) 30×24mm
		携帯		
メールアドレス				
住所 (居住地)	〒			
	※上記住所以外にお住まいの方			
本籍地				
最終学歴 (年卒)	中央競馬関係 馬主登録の有無（有・無） ※ 有の場合は、馬主登録番号、 年登録			
職 歴				
年				
年				
年				
年				
年				
年				
年				
現 在 の 主 な 職 業				
会社名・職務 会社の所在地 勤務地 業務内容 資本金 従業員数・年商				
会社名・職務 会社の所在地 勤務地 業務内容 資本金 従業員数・年商				

※ 次のページも記入してください。

「住居」以下の項目、念書(乙)は必ず記入してください。

組合馬主用2/2

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住居	自分名義・家族名義・社宅・賃貸(家賃) (円) (土地) m ² ・家 m ²	
主な資産	資産	負債
	預貯金 (円) 有価証券	住宅ローン残高 (円) 借入れ(住宅ローン除く) (円)
	その他	その他
他の組合員との関係		
知人馬主名とその関係		
預託予定調教師との関係		
馬主登録申請の動機		

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬生産者	敷地	草地 (㍉)	放牧地 (㍉)	その他 (㍉)	
	所有種雄馬名				
	繁殖雌馬	サ・ア (頭)	ばんえい (頭)	内自己所有 (頭)	
	育成馬	当歳	サ・ア (頭)	ばんえい (頭)	内自己所有 (頭)
		1歳	サ・ア (頭)	ばんえい (頭)	内自己所有 (頭)
		2歳	サ・ア (頭)	ばんえい (頭)	内自己所有 (頭)
種雄馬シブレット出資	馬名	株数	馬名	株数	
農業者	種類(地目)	地積 (㍉)	主な作物の種類等		
	田・畑・山林				
	家畜の種類(品種) 頭数・飼養目的				

念書(乙)

私は、次のいずれにも該当していません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処された者 ※懲役又は禁錮に処せられた者は、拘禁刑に処せられた者とみなす。
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

氏名 _____

※ 申請者本人が記入してください。

馬主登録申請の際の個人情報の取扱いについて（同意書）

地方競馬全国協会（以下「当協会」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、皆様の個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

- 法令に基づく登録要件の確認
- 各種統計資料の作成
- 登録事務に関する連絡先の確認
- 当協会からの通知・連絡等送付先の確認

当協会は、皆様の個人情報を適切に管理し、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合を除きます。

- ・法令により個人情報の提供を求められた場合
- ・法令に基づく登録要件の確認のための利用を目的として関連団体に提供する場合（この場合、当協会は関連団体に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に指揮監督いたします。）

上記個人情報の取扱いに同意いたします。

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名： _____

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○ 窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書と下記2(4)の添付書類及び本人確認書類を直接窓口へ提出。

* 東京法務局民事行政部後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っています（支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。）。（注2）

○ 郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書に下記2(4)の添付書類及び本人確認書類と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注3）

* なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

2 申請書の記入上の注意事項等

(1) 「請求される方」欄

~~押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）を記入。~~

~~代理人が請求する場合は、「請求される方」の押印は不要です。~~

(2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

~~代理人が押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）を記入。~~

(3) 「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

(4) 「添付書類」欄及び本人確認書類（次の場合に応じて添付書類の提出及び本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。）

○ 証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類（注4）

○ 証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

① 証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本 ←

② 本人確認書類（請求される方のもの）（注4）

○ 代理人が請求する場合

① 本人確認書類（代理人のもの）（注4）

② 証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③ 本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

④ 代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

※ 戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください（郵送請求の場合の本人確認書類を除く。）。

なお、戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

(5) 「証明事項」欄

証明事項の選択については、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、「宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業」については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

(6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。

収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。

注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。

注4 窓口請求の場合は、請求される方（親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート等）を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。

.....部分について、次ページの1及び2を御確認ください。

- ※1 ○ 証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族の方が請求する場合、証明を受ける方との関係を証する発行後3か月以内の戸籍謄抄本が必要となりますが、除籍謄抄本又は改製原戸籍の謄抄本が必要となる場合には、発行後3か月以内のものには限りません。
- 証明を受ける方本人の配偶者又は四親等内の親族から委任された代理人が請求する場合も同様です。
- 未成年後見人が請求する場合、発行後3か月以内の戸籍の謄抄本が必要となりますが、未成年後見に係る事項のみが記載されている戸籍の一部記載事項証明書（抄本）を添付することで足りります。

- ※2 代表者の資格を証する法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、代理人氏名欄に会社法人等番号を記入の上、添付書類欄の「添付を省略」にチェックをお願いいたします。

ただし、当該法人について、商業・法人登記が申請され、登記の完了前であるなど、登記官がシステム上で当該法人の登記情報を確認できない場合は、添付を省略することができませんので、商業・法人登記申請の有無をあらかじめ確認願います。

法人・組合馬主用

法人名・組合名の英文表記確認書

競馬の国際化に伴い、英文の出走表、競走成績等を作成することがあります。そのため、英文の法人名、組合名のご記入をお願いしております。公表している英文表記がある場合は、そのとおりの記入ください。原則として申し出のとおり表記いたしますが、明らかな誤りと思われる場合等は、確認のためご連絡差し上げることもございます。ご了承ください。

(法人・組合名)

(代表者名)

(法人・組合名の英文表記 40文字以内)

注) 1マスにアルファベット又は記号1文字を記入してください。

アルファベットの大文字と小文字を区別し、大文字に○を付してください。

スペースを空けたいところは空白のままにしてください。

(記入例) 麻布台株式会社 [A z a b u d a i C o . , L t d]

Ⓐ	z	a	b	u	d	a	i		Ⓒ	o	.	,		Ⓓ	t	d			
---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	--

(参考) 法人格の英文表記の例

Co., Ltd. = 有限責任の会社

Ltd. = 有限責任の会社

Inc. = 法人化された(会社)

Corp. = 企業、会社

K.K. = カブシキ カイシャ

(記入例) 麻布台組合 [A z a b u d a i K u m i a i]

Ⓐ	z	a	b	u	d	a	i		Ⓚ	u	m	i	a	i					
---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

組合用

馬主登録申請に必要な書類一覧表

書類	発行先 (交付先)	書類名	備考
-	当協会様式 (※1)	送付状 兼 チェック表	
1		馬主登録申請書	
2		組合員の経歴の概要を記載した書類 (経歴書/念書(乙))	* 2枚1組です。
3		馬主登録申請の際の個人情報の取扱い について(同意書)	
4	各法務局、 地方法務局戸籍課	登記されていないことの証明書	* 医師の診断書でも可能です。
5	本籍地の 市区町村役場	本籍地市区町村の発行した身分証明書	* 運転免許証等ではなく、破産宣告を受けていないことの証明です。
6		戸籍謄本(全部事項証明)	
7	住民登録の 市区町村役場	住民票(世帯全員用)	
8		市区町村が交付する所得証明書	* 所轄税務署で交付される、 納税証明書(その2 所得金額用)でも可能です。
9	申請者	所得税確定申告書 * 確定申告をしていない方は源泉徴収票	* 「書類8 所得証明書」「書類9 確定申告書」は、 証明する年数、所得金額が一致していることを 確認してください。
(10)		組合員が経営する法人の決算報告書(直近年分)	* 決算報告書とは「貸借対照表」「損益計算書」「販売 費及び一般管理費内訳書」「勘定科目内訳明細書」 の4点が必要です。
書類2~10 組合員全員が必要な書類			
11	申請者	組合契約の写し	* 「組合契約書の例」を参考にしてください。
12		組合名義の定期預金残高証明書 (300万円以上のもの)	* 組合名だけでなく、組合代表者の氏名が併記されているもの が必要です。
13	当協会様式 (※1)	法人名・組合名の英文表記確認書	

※1 当協会様式は、地方競馬情報サイト (<http://www.keiba.go.jp/>) からダウンロード可能なほか、
地方競馬全国協会登録課または各競馬場の駐在員事務所で入手できます。

※2 上記書類の他、当協会が必要があると認める書類の提出を求める場合があります。

※3 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

※4 ご提出いただきました書類は返却いたしません。

登録年月日	登録番号	受付年月日	扱者	収入年月日	扱者
旧登録番号		抹消年月日	理由		

当協会が記入します。

馬主登録申請書 (組合馬主用)

2000年 00月 00日

地方競馬全国協会理事長 殿

組合事務所の所在地 〒106-0000

東京都港区六本木〇-〇-〇

(ふりがな)

ちほうくみあい

組合の名称

地方組合

(電話 TEL)

代表者の住所 〒106-0000

東京都港区六本木〇-〇-〇

(ふりがな)

ちほう たろう

代表者の氏名

地方 太郎

日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。確認事項等がある場合に、当協会登録課 (03-6441-3370) から連絡することがあります。

(自宅 TEL **03-0000-△△△△** 1900年00月00日生)

(携帯電話 TEL **△△△-0000-XXXX**)

預託予定調教師名 (就業している競馬場)

〇〇 〇〇 調教師 (**〇〇 競馬場**)

貴協会業務方法書の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

預託予定調教師が決まっていない場合は、「未定」と記入してください。
 なお、預託予定調教師が決まっていない場合は21頁(Q4)をご覧ください。

経歴書において、必要な事実について虚偽の記載が欠けていることが判明した場合、馬主登録を受けることができません。

経歴の概要を記載した書類（経歴書・組合馬主用） 1/2

（ふりがな） 氏 名	ちほう だろう 地方 太郎	自宅電話 携 帯	03-0000-△△△△ △△	写真 （カラー） 30×24 mm
メールアドレス	0000@×××.jp			
住 所 （居住地）	〒106-0000 東京都港区六本木0-0-0 千葉県00市××町0-0-0 ※			
本 籍 地	神奈川県00市××町0-0-0			
最 終 学 歴	中央競馬関係	馬主登録の有無（ 有 ・無） ※ 有の場合は、馬主登録番号 000000 、 1900 年登録		
	職	歴		
1900年	00病院に勤務			お持ちの方はメールアドレスも記入してください。不足書類や確認事項等がある場合に、必要に応じて電子メール(E-mail)でご案内することがあります。
1900年	上記を退職。00病院を開業。現在に至る。			
1900年	実家の不動産取引業（個人経営）従事			
2000年	(有)00不動産を設立。取締役就任。現在に至る。			最終学歴から現在まで、空白の期間がないように詳しく記入してください。 最終学歴から現在までにご自身と関わりのあった会社等(個人事業等を含む)についてすべて記入してください。
2000年	00商事(株)を設立。代表取締役就任。現在に至る。			
年				
年				
現在の主な職業				
会社名・職務	00病院・院長（医師）		00商事(株)・代表取締役	
会社の所在地	埼玉県00市××町0-0-0		千葉県00市00町0-0	
勤務地	同上		同上	
業務内容	内科・外科の診療（ベッド数00）		医薬品・医療器具の販売	
資本金	医師0名・X線技師0名 臨床検査技師0名 薬剤師0名・看護師0名		0,000万円	
従業員数・年商	00名、000万円		00名、000万円	
会社名・職務	(有)00不動産・取締役		現在の主な職業欄が空欄の場合は、無職とみなされますので、必ず記入してください。 現在ご自身が関わられている会社等について、抜け漏れがないようにすべて記入してください。個人事業も含まれます。	
会社の所在地	東京都00区00町0-0-0			
勤務地	神奈川県00市00町0-0			
業務内容	不動産の売買・仲介			
資本金	000万円			
従業員数・年商	00名、000万円		申請者が会社を営んでいる場合は、経営するすべての法人の決算報告書(直近年分)を提出してください。	

※ 次のページも記入してください。

「住居」以下の項目、念書(乙)は必ず記入してください。

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住居	自分名義・家族名義・社宅・賃貸(家賃) (円) (土地 〇〇〇.〇〇 m ² ・家 ××.×× m ²)								
主な資産	<table border="0"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>預貯金 定期預金 〇.〇〇〇万円 円</td> <td>住宅ローン残高 ××××万円 円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 〇〇株 ××株 中期国債ファンド ×××万円</td> <td>借入れ(住宅ローン除く) 〇 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	資産	負債	預貯金 定期預金 〇.〇〇〇万円 円	住宅ローン残高 ××××万円 円	有価証券 〇〇株 ××株 中期国債ファンド ×××万円	借入れ(住宅ローン除く) 〇 円	その他	その他
	資産	負債							
預貯金 定期預金 〇.〇〇〇万円 円	住宅ローン残高 ××××万円 円								
有価証券 〇〇株 ××株 中期国債ファンド ×××万円	借入れ(住宅ローン除く) 〇 円								
その他	その他								
他の組合員との関係	妻と大学時代の友人								
知人馬主名とその関係	〇〇〇〇 ゴルフ仲間(レストラン△△経営) ×××× 義兄(妻の兄)								
預託予定調教師との関係	知人馬主〇〇〇〇〇の紹介								
馬主登録申請の動機	自分で競走馬を所有して走らせるのが夢であり、子供も成人して生活にゆとりができたため、妻と共に老後の楽しみにしたい。								

資産・負債は、該当がない場合は「〇円」と記入してください。

他の組合員との関係、知人馬主名(フルネーム)とその関係(いない場合は「なし」と記入)、預託予定調教師との関係、馬主登録申請の動機は必ず記入してください。なお、預託予定調教師が決まっていない場合は21頁(Q4)をご覧ください。

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬生産者	敷地	草地 (〇〇 畝)	放牧地 (〇〇 畝)	その他 (〇〇 畝)		
	所有種雄馬名	個人所有の種馬はいません。				
	繁殖雌馬	牝・アア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (×× 頭)		
	育成馬	当歳	牝・アア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (×× 頭)	
		1歳	牝・アア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (×× 頭)	
	2歳	牝・アア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (×× 頭)		
	種雄馬シブゲート出資	馬名 〇〇〇〇〇	株数 △株	馬名	株数	
農業者	種類(地目)	地積(畝)	主な作物の種類等			
	田・畑・山林	田 〇〇ha 畑 △△ha 山林 ××ha	水稲、麦、キャベツ、大豆 放牧地			
	家畜の種類(品種) 頭数・飼養目的	肉用牛 〇〇頭、乳用牛 △△頭、豚 ××頭 繁殖、育成、肥育、搾乳等				

念書(乙)

私は、次のいずれにも該当していません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処された者 ※懲役又は禁錮に処せられた者は、拘禁刑に処せられた者とみなす。
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

念書(乙)は申請者本人が必ず記入してください。

(コピー、Word等不可)

直筆でない場合は、書類を返送して改めて記入していただくこととなります。

氏名

地方太郎

※ 申請者本人が記入してください。

[組合契約書の例]

_____組合契約

第1章 総則

(名称)

第1条 当組合は、民法第3編第2章第12節に規定する組合とし、_____と称する。

(目的)

第2条 当組合は、次の共同事業を営むことを目的とする。

- 一 総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走
- 二 前号に付随する業務

(所在地)

第3条 当組合は事務所を_____におく。

第2章 組合員

(員数)

第4条 当組合は、_____名（3名以上10名以下）の組合員をもって構成する。

(資格)

第5条 当組合の組合員資格は、健全な社会生活を営む者であることとする。

(組合員の人数、氏名及び住所)

第6条 当組合の組合員の人数、氏名及び住所は、別記のとおりとする。

(加入)

第7条 当組合に加入しようとする者は、総組合員の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得た者は、必要な出資を行った後、当組合の組合員となるものとする。

(脱退)

第8条 当組合を脱退しようとする者は、3か月以上前に書面でその旨を代表者に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き組合のため不利な時期には脱退することができない。

2 脱退した者は、脱退の当時における組合財産の状況に従い、その出資比率に応じて金銭をもって払戻しを受けることができる。ただし、当該脱退者に組合への未納金がある場合には、これを控除する。

(除名)

第9条 当組合の組合契約に違反した場合、当組合の円滑な運営に支障を生じた場合等正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致を持ってその者を除名することができる。

2 前項により除名した者には、代表者がその旨を通知する。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による除名について準用する。

第3章 代表者

(代表者)

第10条 当組合は、1名の代表者を置く。

(代表権の範囲)

第11条 代表者は、競馬に関する馬主としてのすべての業務につき当組合を代表するものとする。

2 代表者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ代表者が指名する者がその職務を行う。

(代表者の選任)

第12条 代表者は、組合員の中から組合員総会において全員同意により選任するものとする。

(代表者の辞任・解任)

第13条 代表者は、正当な事由がある場合以外は辞任することができない。

2 代表者は、正当な事由がある場合、他の組合員の一致をもって解任されることがある。

第4章 組合員総会

(組合員総会)

第14条 当組合の組合員総会は、年1回常例として開催するほか、代表者又は組合員の求めに応じて随時開催するものとする。

(総会の招集)

第15条 組合員総会は、代表者が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 当組合の業務は、代表者に委任したものを除き組合員総会の決議により行う。

2 組合員総会の決議は、出席組合員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第17条 組合員総会に出席できない組合員は、書面又は出席する組合員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、欠席した組合員が出席したものとみなす。

第5章 財務

(財産)

第 18 条 当組合の財産は、総組合員の共有に属する。

2 組合財産は、組合員から出資された出資金、組合員が納入する会費等からなる金銭及び競走馬等とし、代表者がこれを管理する。

(出資)

第 19 条 当組合の出資総額は_____円とする。

2 各組合員の出資比率は、総組合員の同意を得て別記のとおり定める。

3 出資総額を変更する場合は総組合員の同意を得て出資総額を定める。この場合特に必要があるときは、各組合員の出資比率の見直しを行うものとする。

4 組合員に変動ある場合には、総組合員の同意を得て各組合員の出資比率の見直しを行うものとする。

5 第 2 項から前項までのいずれの場合においても各組合員の出資比率は、10 パーセント以上 49 パーセント以下とする。

(持分の譲渡)

第 20 条 当組合の組合員以外への持分の譲渡は行うことができない。

(経費)

第 21 条 当組合の経費は、会費、事業から生ずる収入及び金利収入で支弁する。

第6章 会費

(会費)

第 22 条 組合員は、出資比率に応じて毎月定められた額の会費を所定の期日までに納付しなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

3 特定の組合員について会費納付がなされない事態が生じた場合には、他の組合員が出資比率に応じてこれを負担するものとする。

(納付額と期日)

第 23 条 会費の額及び納付の期日については、組合員総会において定める。

第7章 検査

(検査)

第 24 条 組合員は、いつでも組合の業務及び財産の状況について検査することができる。

第8章 計算

(会計処理)

第25条 代表者は、善良な管理者の注意をもって、金銭の出納を行うものとする。

(事業年度)

第26条 当組合の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(損益の分配)

第27条 当組合の損益の分配は、各組合員の出資比率に応じて行うものとし、その清算方法及び時期については組合員総会において定める。

第9章 解散及び清算

(解散)

第28条 当組合は、その目的が達成されなくなったときは総組合員の同意により解散する。

(清算)

第29条 当組合が解散したときは、民法の規定により清算する。

別記 組合員の人数（以下の_____名）、住所、氏名及び出資比率

代表者

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

組合員

住所_____

氏名_____

出資比率_____実印

____年 月 日